



2026年1月5日

各位

会社名 株式会社アイビスホールディングス
(コード番号 9334 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 永江 築司
問合せ先 取締役管理部長 猪田 寛生
T E L 052-526-1590
U R L <https://www.ibisholdings.co.jp/>

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更 及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年1月29日開催予定の第6期定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議すること、及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしました。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役会の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものであります。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことにより透明性の高い経営及び意思決定の迅速化を実現し、ステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指すものであります。

(2) 移行の時期

2026年1月29日開催予定の第6期定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図ることを目的とした、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社への移行のため、監査等委員会、監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役会及び監査役に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催日（予定） 2026年1月29日

定款変更の効力発生日（予定）2026年1月29日

3. 会計監査人の選任について

(1) 異動年月日（予定）

2026年1月29日（第6期定期株主総会開催予定日）

(2) 会計監査人候補者

会計監査人の候補者は、次のとおりであります。

(2025年10月31日現在)

名称	監査法人コスモス	
本部所在地	愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目3番18号 NORE 名駅6F	
設立	1988年6月20日	
概要	<p>出資金 21百万円 人員構成 代表社員・社員 11名 公認会計士 73名 業務委託職員・事務職 27名 合 計 111名 監査会社等の数 84社</p>	

(3) 監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由

当社は、監査法人コスモスと金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役会が監査法人コスモスを会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に判断し勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

以上

別紙（定款一部変更内容）

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
<p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって</p>	<p>(員 数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 増員または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって</p>

現行定款	変更案
代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第24条～第25条 (条文省略) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第24条～第25条 (現行どおり) (報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第27条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
第28条～第35条 (条文省略)	(削除)
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員

現行定款	変更案
	会において定める監査等委員会規程による。
(新 設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(選任方法)</u> <u>第30条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u> <u>2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> <u>第31条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> <u>第32条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>2 前項の定めをする場合には、監査等委員会の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(会計監査人の責任免除)</u> <u>第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<u>第6章 計算</u>	<u>第7章 計算</u>
第36条～第39条 (条文省略)	(第36条から同第39条までそれぞれ2条ずつ繰り上げ)